

企画部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	企画調整課	沖縄県PDCA様式エクセルマクロ改修委託業務	令和元年12月17日	1,215,060	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2 第1項第6号	<p>沖縄県PDCA様式エクセルマクロ(以下、「システム」という。)は、平成29年度に株式会社オーシーシーが構築したものであり、これまでプログラム作成から各工程のシステム検証、改修サポートに一貫して携わってきた事業者以外ではプログラム修正等の対応が困難であり、仮に当該事業者以外が本業務を履行することとなると現行システムのプログラムの解析や設計変更、検証作業等に時間と労力を要するため費用も高額となり、また、現行のプログラムと改修プログラムで齟齬が生じた場合はシステムの障害を発生させ、沖縄県PDCAの円滑な業務実施に著しい支障をきたすおそれがある。</p> <p>そのため、本システムの構築事業者であり、運用上の諸課題に迅速且つ効率的に対応することができる株式会社オーシーシーを契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
2	企画調整課	子どもの貧困対策に関する新たな取組等調査・検討委託業務	令和元年12月26日	4,988,698	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	沖縄県浦添市仲間1丁目1-5 伊波ビル201	第167条の2 第1項第2号	<p>広く企業提案を募ったものの、応募は1社にとどまった。</p> <p>選定委員会を開催し、当該事業者を契約候補者とするについて、企画提案の内容や業務遂行能力などについて審査し、適格との審査結果を受けたことから契約の相手方とした。</p>	
3	土地対策課	地籍成果電子化業務委託(R1)	令和元年11月11日	5,093,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>当該業務は、個人情報を取り扱う観点から情報セキュリティの厳格化が必須となる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」を策定しており、セキュリティ体制が確立されている。また公共施設情報を統合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、著作権を有している。以上のことから沖縄県建設技術センターと契約した。</p>	特命随意契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	交通政策課	大型MICE施設に係る公共交通検討業務(R1-1)	令和元年11月25日	7,040,000	(株)中央建設コンサルタント	沖縄県浦添市宮城5丁目12番11号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は業務目的が的確に把握されており、業務目的達成のための技術的提案も的確かつ、具体的であり、円滑な業務遂行が見込めると確認されたため、契約の相手方として選定した。	
5	交通政策課	令和元年度沖縄県総合交通体系基本計画基礎調査	令和元年12月26日	8,118,000	計量計画研究所・中央建設コンサルタント共同企業体	東京都新宿区市谷本村町2番9号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は業務目的が的確に把握されており、業務目的達成のための技術的提案も的確かつ、具体的であり、円滑な業務遂行が見込めると確認されたため、契約の相手方として選定した。	
6	総合情報政策課	南風原町広域イーサ回線設定・試験調整業務	令和元年12月10日	1,487,200	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2-2	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、南風原町役場と与座中継局間の広域イーサ回線を、沖縄県総合行政情報通信ネットワークに接続し、県自営光回線の障害発生時における迂回機能等を構築、試験するものである。</p> <p>当該ネットワークは、災害時の通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>本業務の履行に際し、当該ネットワークの運用を妨げず行う必要があり、障害発生時には原因究明、復旧方法の計画を行い、迅速かつ適切な対応を取る必要があることから、当該ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>よって、本業務を履行できるのは、当該ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社沖縄支店のみであるため、当該業者を選定した。</p>	特命随意契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク監視システム改修業務	令和元年 12月27日	16,115,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの監視システムについて、L3スイッチ等通信機器のSyslog収集・分析、VR疎通死活監視等、機能追加の改修を行う業務である。</p> <p>当該ネットワークは、災害時の通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>本業務において改修する監視システムは、当該ネットワークの管理・運用に必要な不可欠なシステムであることから、障害発生時等にはその責任を明確にし、早急に復旧する必要がある。他、当該ネットワークと密接不可分な関係にあり、当該ネットワークを保守点検し、その構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>よって、本業務を履行できるのは、当該ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社沖縄支店のみであるため、当該業者を選定した。</p>	特命随意 契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	総合情報 政策課	与那国島内中 継光ケーブル 防護対策業務	令和元年 12月26日	3,824,700	西日本電信電話株式会 社 沖縄支店	沖縄県浦添市城間4丁目 35番地1号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、離島地区情報通信基盤整備推進事業で県が整備した中継光ケーブルの切断障害を防ぐことを目的とし、与那国島内にある中継光ケーブル配管が露出している箇所に防護板を取り付けるものである。</p> <p>当該中継光ケーブル及びそれに付随する設備(以下、「当該設備」という。)については、県が整備を行い、西日本電信電話株式会社沖縄支店(以下、「NTT西日本沖縄支店」という。)に対し「離島地区情報通信基盤整備推進事業に関する貸付契約書(IRU契約)」に基づき貸し付け、この契約に従い、NTT西日本沖縄支店は当該設備の保守と当該設備を使用した広域イーササービス等の電気通信役務の提供を行っている。</p> <p>本業務の履行にあたっては、現在NTT西日本沖縄支店が提供しているサービス等の電気通信事業に影響を及ぼす可能性があることから、当該設備の構成及び設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>また、当該設備の保守運用事業者に委託することで、障害発生時において責任分界に関するトラブルが生じない。</p> <p>よって、当該設備の保守運用を行っているNTT西日本沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約
9	総合情報 政策課	沖縄～宮古間 海底ケーブル 等の休止設備 撤去(海底ケー ブルを除く)業 務	令和元年 11月14日	16,170,000	西日本電信電話株式会 社 沖縄支店	沖縄県浦添市城間4丁目 35番地1号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、先島地区テレビ放送伝送路の更改に伴い、使用を停止している沖縄本島と宮古島を結ぶ海底ケーブル等設備の撤去業務である。</p> <p>当該設備は、沖縄県と西日本電信電話株式会社の共同所有及び沖縄県単独資産で構成されており、保守等は、西日本電信電話株式会社が行っていた。</p> <p>そのため、撤去にあたっては、共同所有者である西日本電信電話株式会社がを行い、費用は、所有割合に応じて負担することが適切と判断し、西日本電信電話株式会社を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

企画部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワーク多 野中継局本復 旧業務	令和元年 12月3日	5,599,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの構成施設である、多野中継局について、故障機材を修理し、中継局へ戻し入れることで、本来の機能を復旧するものである。</p> <p>本業務で復旧する多野中継局は当該ネットワークの無線通信において、北部地域の中核を担う重要設備であり、本業務を履行するには、ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>よって、当該ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約
11	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信 ネットワークIP 通信システム 運用業務	令和元年 12月27日	6,600,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークのIP通信システムについて、問題対応及びトラブル解決等のシステム運用を行う業務である。</p> <p>当該ネットワークは、災害時の通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>本業務の履行に際しては、通信障害を未然に防ぎ、又は障害が極力小さくなるよう障害発生時の原因究明、復旧方法の計画を行い、迅速かつ適切な対応を取る必要があることから、当該ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。</p> <p>よって、本業務を履行できるのは、当該ネットワーク整備工事の共同企業体代表構成員として構築に携わり、現在も保守点検業務を行っている日本電気株式会社沖縄支店のみであるため、当該業者を選定した。</p>	特命随意 契約

企画部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	地域・離島課	令和元年度離島・過疎地域定住条件整備推進調査(新たな離島定住条件整備に係る調査)業務委託	令和元年11月11日	4,770,425	株式会社たしざん・島&都市デュアルライフ研究所共同企業体 ①株式会社たしざん ②島&都市デュアルライフ研究所	①東京都港区赤坂七丁目 6-55-601 ②兵庫県神戸市北区淡河町行原451-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、業務実施体制、業務行程等を総合的に評価し、選定した。	
13	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援業務委託	令和元年11月8日	1,282,600	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため。	特命随意契約